

議案第33号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。  
令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正)

第2条 知事及び副知事の期末手当支給条例(昭和26年鹿児島県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条第1項(同条第2項、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項又は第4条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項から第5項まで(鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児

島県条例第51号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。),第2条の規定による改正後の知事及び副知事の期末手当支給条例第2条,鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号。以下この項及び次項において「給与条例」という。)第20条第1項から第3項まで若しくは第6項,外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鹿児島県条例第3号)第4条第1項若しくは第8条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鹿児島県条例第5号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず,これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から,令和3年12月に支給された期末手当の額に,同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては,当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事若しくは副知事の区分ごとに,それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において,調整額が基準額以上となるときは,期末手当は,支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ,それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑,困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち,知事が人事委員会と協議して定める職員を除く。次号において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ,それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 知事及び副知事 167.5分の10

3 令和3年12月に鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号),鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)その他の知事が人事委員会と協議して定める条例,規則又は規程の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については,同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に,同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては,当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事若しくは副知事の区分ごとに,それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは,「鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)又は鹿児島県地方

警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の適用を受ける者その他の知事が人事委員会と協議して定める者との権衡を考慮して知事が人事委員会と協議して定める」とする。

（適用除外）

- 4 前2項の規定は、令和3年12月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において臨時的に任用されていた職員若しくは令和4年6月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において臨時的に任用されている職員又は鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成31年鹿児島県条例第16号）の規定に基づき令和3年12月に期末手当を支給された者若しくは同条例の規定に基づき令和4年6月に期末手当を支給される者には適用しない。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

（提案理由）

人事委員会の令和3年10月7日付けの勧告等に鑑み、本県職員の給与を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。